

2006年9月14日

埼玉県知事
上田清司 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 片山 修三

要 請 書

「あらゆる行政分野に安心・安全を確保する思想を貫くこと」「県庁を優れた経営体にする事」「県庁を一番のサービス産業にすること」の三つの哲学に基づき、県政の運営に全力で取り組まれている上田清司知事に心より敬意を表するものであります。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものがむくわれる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

つきましては、可能性に満ちた埼玉県を日本一と言われる県にするため、また、上田県政をさらに発展、拡充していくためにも、本要請を勤労県民の総意として受け止めていただき、平成19年度の予算編成に反映されるよう要請いたします。

要請項目 8分野 19項目

2006年度

政策制度埼玉県への要請

8分野 19項目

I. 総合経済・産業政策

1. まちづくり三法の見直し・改正を踏まえた、県としての新たな「中心市街地活性化」・「商店街活性化」に関する支援計画を策定し、以下の支援を行うこと。

(1) 国の認定のもとで「中心市街地活性化計画」を進めるモデル的な市町村を定めて、当該市町村および関係諸団体への積極的な支援を行うこと。

(2) 県としての「商店街活性化・空き店舗解消」に向けた具体的な支援を行うこと。

① 空き店舗での出店・開業を意識したセミナー・塾などの開催

② 出店・開業に向けた資金補助などの制度充実

<要請の根拠>

中心市街地の空洞化、商店街の空き店舗問題など、その原因として大型店や住宅、学校、病院、福祉施設などの郊外への進出が指摘されている。

大型店の郊外出店は雇用の拡大をもたらしているが、一方で中心市街地から客足が遠のき、閑散とした商店街が増加していることから、その対応策が求められている。

先の国会（第164通常国会）において、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、活性化を促すための“まちづくり三法”（大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地活性化法）の見直し・改正が行われた。今回の改定は、日常生活に必要な都市の諸機能が集約されたコンパクトシティ（注）を構築することで、市街地に賑わいを取り戻すことが狙いとされている。

具体的には、市町村が策定する「中心市街地活性化基本計画」について、国による認定制度が創設され、認定された基本計画による事業への支援措置が講じられる制度である。

県においては、国の認定のもとでコンパクトシティをめざすモデル的な「中心市街地活性化」に取り組む市町村を設けて積極的な支援が望まれる。

また、これまで県として商店街活性化・空き店舗解消に向けた様々な支援を行っているが、今回の法改正を踏まえて、改めて市町村と一体となった新たな「商店街活性化・空き店舗解消」に向けた支援策が求められる。

(注) コンパクトシティ：商店街・学校・病院・住宅・公共施設などの日常生活に必要な諸機能が集約されたまちづくり。

2. 公正労働基準と労働関係法の遵守を基準とした「公契約制度」確立に向けて、以下の施策を講ずること。

(1) 公共サービスの質の向上に資する入札制度とするために、安さを追求する競争入札を改め、総合評価による公契約制度を確立すること。

落札者決定の手法として、総合評価落札方式を活用すること。

(2) 事業者の入札参加にあたっては、公正労働基準と労働関係法の遵守を公契約の基準とすること。

特に、労働基準法違反企業や不当労働行為企業は契約の対象外とすること。

(3) 業務委託などにかかわる契約については、透明・公正を確保し、安易な随意契約が横行しないよう競争入札の原則を徹底すること。

その場合、委託先における不安定雇用や劣悪な労働条件が問題になっていることを踏まえ、委託業務の入札・落札にも公正労働基準に基づき適用すること。

<要請の根拠>

現在の入札制度は、価格重視（低価格競争）の入札制度になっているが、埼玉県の、とりわけ業務委託にかかわる入札においても例外ではない。

その結果、いわゆる不当廉売（ダンピング）を許容することとなり、地域公共サービスの質の確保と公正労働基準（労働者保護）の保障が懸念されるような低価格で落札されるケースも出てくる。

1992年2月に自治省（現総務省）は地方自治法施行令改正を行い、これにより地方自治体は価格だけでなく、その他の要素を総合的に判断して落札者を決定する「総合評価落札方式」が可能となった。

埼玉県でも、物品調達の指名競争入札参加資格の等級格付け評価において、「環境配慮」「障害者雇用」を行っている業者に対して一定の優遇措置を講じているが、「公正労働基準の遵守」についても、格付け基準に加えることが望まれる。

更に「総合評価方式を」活用し、価格だけではなく社会貢献とともに「公正労働基準の遵守」も加味して落札者を決定することが求められる

II. 雇用労働政策

1. 若年者の雇用・就職支援として以下の施策を講ずること。

(1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉などの就職支援相談窓口を関係機関と連携し、幅広くPRすること。

(2) 若年者就業支援窓口を県内4か所に設置すること。合わせて、カウンセラー等支援員の増員を行うこと。

<要請の根拠>

(1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉は、若年者の雇用支援に効果を上げているものの、まだまだ認知度は高い状況とは言えない。特に就職に悩みを抱える子どもの保護者は、相談窓口があることすら知らない人がいる。また、高校卒業と同時にフリーターになる確立が高い埼玉県においては、学校教育と連携を密にしたPRが必要である。

(2) ヤングキャリアセンターに続き、若者自立支援センターが設置され若年者の就業支援窓口は2か所となり充実されつつあるが、県南に集中していることは否めない。窓口はより近くにあることが望ましいとの考え方から、今後2か所程度の増設が必要であり、特に県北の拠点づくりが急務である。また、支援員が相談者に対して、時間を掛けた一対一の対応が効果を上げていることは実証済みであり、支援員の増強が就職率を上げることに繋がる。今後の拠点拡充を視野に入れ、若者自立支援センターの運営形態にあるように、幅広くNPO団体等と連携をはかり支援員の増員を行うこと。

2. 障害者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 障害者授産施設自立支援として、商品の販売ルート拡充のために民間店舗との連携や県主催イベントに新規出店の枠を設けること。
- (2) 法定雇用率達成企業や、障害者の受け入れに積極的な企業に対しては、助成金の強化・拡大及び、設備投資への減税や入札条件緩和など優遇策を取り入れること。
- (3) 障害者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。また、在宅勤務に伴う自宅の改造などの補助制度を充実させること。

<要請の根拠>

- (1) 授産施設で作られた商品の販売は、行政機関を中心とした店舗や販売ルートがほとんどであり、消費者(消費量)も限られている。売り上げを伸ばす事は、仕事量も増え就労意欲向上や施設運営面でも重要と言える。販売ルート拡充のために民間店舗と連携が必要であり、県主催イベントにおいて新規出店の枠拡大など商品を幅広く消費者に届くような施策が必要である。
- (2) 民間企業においての、障害者の法定雇用率は未達成の状況が続いているが、法を遵守し社会に貢献している達成企業は、様々な努力や設備投資を行っていることから、今まで以上の減税や入札条件緩和など優遇策が必要である。また、法定雇用率達成に向けて障害者雇用に前向きな企業を増やすためにも、助成金制度のPR強化や制度自体の強化・拡大が必要である。

※参考数値

- ①法定雇用率 1.8%に対し埼玉県は 1.41%(前年比 0.02 ポイント増加)
 - ・全国平均：1.49%(前年比 0.03 ポイント増加)
 - ②法定雇用率達成企業 39.3%(前年比 0.1 ポイント低下)
 - ・全国平均：42.1%(前年比 0.4 ポイント増加)
- (3) 障害者の就労意欲は高く“雇用の場”は重要な社会的自立支援となっている。しかし通勤を伴う雇用形態では、就業に結びつかないことも多くある。そのような中、在宅勤務は現在でも多種多様な作業形態があり、障害者の雇用ニーズにマッチする場合が多くあると考える。また、在宅勤務を依頼する業者は、労働力確保の面で苦

労しており、コーディネートすることで求人と求職のマッチングがはかれ、障害者の就労機会の拡大につながる。あわせて、自宅での就業拡大に向け家屋改造等の補助制度を充実させる必要もある。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 改正介護保険法の定着・発展に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 各市町村に設置される地域包括支援センターの運営に関して、実態を把握するとともに、各市町村に対し適切な指導を行うこと。
- (2) サービスの質の確保・向上に向け、事業者等の情報開示を行うよう指導すること。
また、対象となる高齢者の地域包括支援センターの利用促進に向け県として積極的にPRを行うこと。
- (3) 地域における高齢者のスポーツや体を使ったボランティア活動などに対して、総合的な支援を行うとともに、合わせて各市町村も支援を行うよう県として働きかけること。

<要請の根拠>

- (1) 地域における介護サービスの提供を行う「地域包括支援センター」は、各市町村の直営または委託での設置もあることから、サービスに地域間格差が生じないように、対策を講じることが必要である。県内の「地域包括支援センター」の実態を把握することにより、優良なセンターがあれば、その事例を各市町村の「地域包括支援センター」に情報提供し、水平展開を図るなどの対策が有効である。
また、支援センターの運営が適正に行われているかは「地域包括支援センター運営協議会」がチェックすることとなっているが、その事務局を各市町村が担うこととなっていることから、県による各市町村に対する指導が必要である。
- (2) 利用者が事業者を選択するには、材料となるデータ等が不足している現状から、早急に事業者の情報公開が必要である。また、介護保険法の改正内容が県民に十分浸透していないことから、各市町村に設置された「地域包括支援センター」に対象となる高齢者が足を運ばないなど理解不足の状況にあるため。
- (3) 高齢者の日常的なスポーツ活動や体を使ったボランティア活動などは、予防介護の観点から十分その機能を果たすものであり、県および各市町村の総合的な支援があれば現状よりもっと多く活動することが出来、ひいては介護に対する予防につながる。

2. 安心信頼の医療制度の確立に向け、医療制度改革において義務化された医療機関の領収書発行に関して、県としてあらゆる機会を捉え適正に対応するよう関係機関に指

導すること。

＜要請の根拠＞

連合の働きかけ等によって、先の国会（第164通常国会）において医療機関における領収書の発行を義務化するなどの医療制度改革関連法案が成立されたが、全医療機関で明細を記載した領収書の発行が必ずしも行われておらず、改正法の周知徹底と県の指導により実効あるものとする必要がある。

IV. 交通政策

1. 駐車違反取り締りの新制度に関して以下の施策を講ずること。

(1) 駐車違反取り締り重点地域に指定される駅周辺および商店街等において、宅配等の民間運輸業者の荷降ろしのための駐車スペースを確保するよう関係機関に働きかけること。

(2) 自宅にいる高齢者への配食や介護などを行う福祉関係車両を取り締まり適用除外とすること。

＜要請の根拠＞

(1) 6月1日より駐車違反の取り締まりに民間監視員の導入など取締りが強化され、重点地区に指定されている駅前や繁華街の商店への民間宅配業者等の荷物の積み下ろしに関しても駐車違反が適用されることとなった。そこで、業務上やむを得ない車両が駐車できるよう荷捌き所を設置するなど、駐車可能スペースを確保することが必要である。

※ 先行事例＝東京都では荷捌き専用のスペースの設置やパーキングチケットによる緩和策が取られている。また、広島市では時間帯と車両を限定（貨物を集配中の貨物自動車を除くとの表記）して駐車禁止帯であっても緩和されている。

(2) 介護や福祉関係者は、自宅にいる高齢者への食事の配達や病院等への送り迎えに車椅子等を利用する際に、一時的に車両から離れなければならない。福祉関係のNPO等においては、専用運転者を配置するにはコスト面で厳しいことから、福祉関係車両を適用除外とするような対策が必要である。

2. 信号機等重要設備への非常用電源装置の設置を推進すること。

＜要請の根拠＞

落雷等の自然災害の発生時において、県内の主要幹線道路の信号機が停電等により使用不可能になることは非常に危険であり、県民生活の安心と安全の観点からも、万が一の停電時にも信号機が消灯しないよう非常用電源装置の設置が必要である。

V. 環境・資源・エネルギー政策

1. 水循環型社会に向けて、以下の施策を講ずること。

- (1) 高度下水処理をすべての処理場に導入し、河川の浄化を図ること。
- (2) 本来地表のもつ保水能力を自然環境に戻すため、都市部に雨水の自然浸透を条例化すること。
- (3) まちづくり計画に高度下水処理水によるリサイクルを追加すること。

＜要請の根拠＞

- (1) 河川から採取し使用した水は、限りなくもとの状態に近づけて河川へ放流することが本来自然な循環であり、環境保護の基本である。

平成10年5月より県が取り組んできた不老川水質環境保全対策事業は、一定の成果をあげている。一部の河川にポンプ圧送することだけではなく、県内全域の下水処理を高度処理化し、河川の水質を改善すべきである。

あわせて、農業用水の水質確保にもつながり、食の安全にもつながる。

県内の下水化率の向上とともに、流域全体の行政の理解が必要であり、県の指導が必要である。

- (2) 雨水が地下に自然浸透させることが、環境保護・水循環の基本である。都市部および郊外での大規模な住宅地や商業施設の開発では、雨水幹線や貯留施設の整備により、地下への自然浸透が行なわれていないことから、ヒートアイランド現象の要因の一つと推測される。

打ち水による温度降下策が全国各地で催されているが、本来地表の保水が気化熱で自然循環していた。県はヒートアイランド対策の一環として、舗装の新素材などの研究を開始したが、これとあわせて、これからの街づくりには雨水の地下浸透で自然な循環が確保できるような条例化が必要である。

- (3) さいたま新都心では、下水処理水をトイレ用水に再利用している。県南の都市部を中心に、処理水循環事業に取り組める環境にやさしいまちづくりを推進すべきである。

2. 安全・安心な飲料水の確保に向けて、以下の施策を講ずること。

- (1) 安定水利権が約55%（平成14年度）と近隣都県に比べて低い数値であり、安定供給に向けて改善を図ること。
- (2) 上水道の施設稼働率を適正値に改善すること。
- (3) 上水道の処理方法を高度上水処理（オゾン処理）に転換すること。

＜要請の根拠＞

(1) 年々人口が増加している埼玉県の実態を踏まえ、平成4年以降は上水の供給量は安定してきているが、依然として地下水の依存度が高く、安定水利権も約55%と低迷している。関東地方の平均値74%をひとつの目途に改善し、地下水をはじめとした環境保護を念頭に置いた水源の確保を図るべきである。

なお、埼玉県の地下水依存量は全国2位である。地下水の取水実績は、県の計画値を実績値（平成14年度）は大きく上回っている。

平均：1.66⇒6.20、最大：4.23⇒7.21 (m³/Sec)

(2) 上水道の埼玉県の稼働率は79%以上の実績となっている。水道施設設計指針では、安定供給へ最大給水量の25%程度の余裕を持つことが望ましいとされている。浄水場の新設にとらわれず、中水の利用促進にも取り組み、上水の安定供給を図るべきである。

(3) 水道水には独特の味・臭いがあり、昨今の健康志向から、多彩な浄水器が家庭に普及し、天然水ボトルも大量に消費されている。独自の処理水を無償提供する食品量販店には、大きなタンクを持参した多くの買い物客の姿を見ることができる。

また、塩素消毒から発生する副産物としてトリハロメタンは、健康への影響が報道された経過もあり、クリプトスポリジウムなどの病原性微生物に対する安全性の問題もある。新三郷浄水場の高度浄水処理は平成22年の稼働に向けた事前研究を徹底し十分な安全の確保を行ない、稼働に向けて県民への高度浄水処理に関する情報を開示して県民の理解を得ること。

なお、健康に水は不可欠であり、高齢化が急速に進行する埼玉県において、高齢者が安心でき、かつ安全な子育て環境整備の観点からも、上水の高度浄水処理を導入すべきである。

3. 産業系などに中水（雑用水・下水高度浄水処理水）利用を積極的に推進すること。

<要請の根拠>

現在の工業用水道事業をより拡大するとともに、下水高度浄水処理の導入により上水との差別化を推進することで、上水使用量の節減を図り、よって上水の水質向上と安定供給に寄与する。

県南・東部7市に限らず全県的に使用できる環境の整備を行なうべきであり、特に県内の工業団地には供給すべきである。

また、下水の高度浄水処理（オゾン処理）を図り、道路散水・清掃や各種建設に使用するセメント・コンクリートなどに使用を推進し、水循環社会を確立すべきである。

あわせて下水の高度浄水処理水の利用企業などについては、環境優良企業等に位置付け、使用料金などの優遇制度を検討すべきである。

なお、県土整備事務所が委託している道路（国道・主要県道）清掃の使用水は、6割強が地下水であり、残りは上水である。

4. 大規模災害時を想定し、以下の施策を講ずること。

(1) 水道施設の耐震性強化と給・配水拠点のネットワークを図ること。

(2) 指定避難所の応急給水体制を整備すること。

＜要請の根拠＞

(1) 大規模災害時、直接生命に関わる上水の確保は重要な課題である。取水場・浄水場・配水場・配水池などの重要基点の耐震強度は震度5とされているが、阪神淡路大震災の震度7を想定した耐震化が求められている。

また、供給ラインが分断した場合のバイパスラインなどの整備とあわせて、被災時の近隣都県・市町村の水道局との応急ネットワークの構築が求められている。

(2) 学校など避難場所に指定されている公共施設には、被災時を想定した容量の循環型貯水層を設置すべきである。

5. 大規模自然災害時に減災にむけて迅速な対応が可能になるよう、埼玉県防災ボランティアへ登録している団体へ、公的に認められる証明書を発行すること。

＜要請の根拠＞

新潟中越地震の教訓では、災害派遣従事者証明書・通行許可証などの発行は手続きが複雑であり、手間と時間を要した。

阪神淡路大震災以降、民間のボランティア団体は被災地での活動について各団体間の協定や協力体制を構築してきた。特にボランティアセンターの立ち上げは被災地近隣からボランティア派遣が必要であり、迅速な対応が求められている。

被災地への公的手続きや被災者へ不信感を与えないためにも、現在の登録だけに止まらず公的に有効な証明書の交付が求められている。そのためには教育・訓練などを含めた、あらたな防災ボランティアの体制を構築する必要がある。

VI. 食品・農林水産政策

1. 「埼玉県森林・林業長期ビジョン」の策定を踏まえ、彩の国の豊かな森林を守り育てていくための具体的な施策を推進すること。また、県産木材の利用拡大と県内消費に対する特別支援措置を行なうこと。

<要請の根拠>

旧大滝村を象徴とするように、埼玉県の森林資源は緑のダムとしての役割も大きく、長期的に安定した森林保全ビジョンの策定が必要であり、県内産木材、特に間伐材を有効に利用する制度・施策および新製品等の開発に取り組み、安定した収入を確保して林業の推進と発展へつなげるべきである。

また、計画的な広葉樹への植え替え策を提示し、本来あるべき森の生態系への転換も求められている。

VII. 教育政策

1. 公立高等学校入学者選抜における前期募集の比率を高めるとともに、入学者選抜の時期を見直すこと。

<要請の根拠>

校長の推薦を必要とする推薦入学から、希望する誰もが受験の機会を得られる前期募集制度に選抜方法を見直したことは、大きな制度改善と評価できるものの、平成18年度公立高等学校における前期募集の倍率は、全日制普通科の平均で3.71倍、募集人員に対する前期募集の比率は、全日制普通科の平均で28.8%と極めて狭き門となっている。残念ながら不合格となった生徒には、後期募集に再チャレンジする者もいるが、希望校を見直し後期募集に臨む生徒も少なくない。このことは、入学後のミスマッチにも繋がるものと考えことから、前期募集の比率を高める必要がある。あわせて、進路が決まった生徒が多い教室における課題を踏まえるとともに、中学3年生の3学期の学校生活の充実をはかるため、入学者選抜の時期を見直す必要がある。

2. 不登校や高等学校中途退学者の学習保障の場ともなっている定時制高校を、学び直しのできる学校教育の場として積極的に位置づけるとともに、生徒の就学機会を確保するため、以下の施策を講ずること。

(1) 志願者の多い定時制高校については、学級増をはかること。

(2) 生徒が4年間学び続けることをサポートするため、各校の事情を勘案し、教員の

増員をはかること。

(3) 定時制高校の統廃合にあたっては、地域性や多様化する生徒のニーズ、志願者数等を勘案し検討すること。

<要請の根拠>

高校教育においては、多様化する教育ニーズ、不登校や中途退学の問題、生徒数の減少に伴う影響など、様々な課題が生じてきており、その対応が迫られている。

県内全日制高校への入学者数が減少している中で、定時制高校の入学者数は、ここ数年増加傾向にあり、そのため入試募集人員を志願者が上回る高校が数校存在しており、合格できずに進学を断念せざるを得ない生徒がいる。定時制高校は、働きながら学ぶ生徒がいる一方、中学時代にいじめや人間関係のこじれ等の原因により、全日制高校に進学できず定時制高校に通学する生徒も多く存在する。

様々な課題を抱える生徒が少ない定時制高校において、生徒が中途退学することなく、4年間の高校生活を送るためには、各校の事情を勘案し、教員の増員などによる定時制高校教育のさらなる充実が必要と考える。

一方、埼玉県においては、「21世紀いきいきハイスクール推進計画」にもとづき、新しい発想の定時制・通信制高校「パレットスクール」の設置を進めているが、あわせて、定時制高校の統廃合も進められている。定時制高校に通学する生徒は、地元または近隣市町村に居住する者が大半を占めている状況であり、統廃合にあたっては地域性や多様化する生徒のニーズ、志願者数等を勘案し検討する必要がある。

3. 外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、以下の施策を講ずること。

(1) 「外国人特別選抜」実施校の拡充と受験資格の緩和をはかること。

(2) 「外国人特別選抜」の定員枠を別枠とすること。

<要請の根拠>

県内に居住する外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、文部科学省の学校基本調査によると、平成17年度は小学校2,327人、中学校798人の合計3,125人（前年度比102人増）となっている。

外国人中学生のほとんどは、将来にわたり日本に居住する意向をもっており、中学卒業後の進路は県内公立高校への進学を希望しているが、現実的には多くの外国人生徒が県内公立高校へ進学することが困難な状況である。

県教育委員会は、県内外国人生徒への対応として「外国人特別選抜」を実施しているが、実施校は徐々に増加しているものの、現在6校のみであり、多くの外国人生徒は「外国人特別選抜」実施校を受験したくても、通学可能な地域に実施校がないことや、実施校の定員枠に満たない場合でも不合格になることから、この選抜制度を十分に利用できないでいる。

また、「外国人特別選抜」の出願資格が「入国後の在日期間が3年以内の者」とし

ており、3年を超える生徒には受験資格が与えられていない。

日常生活に必要な基本的な言語能力は、6ヶ月から2年で身につく、学術面での言語能力は、5年から7年かかるという研究報告もなされているように、日本に居住する期間が3年以上の生徒であっても、その多くは、日本語を使いこなすことが、まだまだ不十分であり、一般受験の場合でも国語や社会などの教科でどうしても不利な立場にあり、希望する高校へ進学できないケースが多数存在する。また、進学できない生徒たちの多くは就職せざるを得ないが、中学校卒業者の就職口は極めて限られており、外国人生徒への教育を受ける権利を確保するため、公立高校における受け入れ体制を拡充していくことが喫緊の課題となっている。

Ⅷ. 人権・男女平等政策

1. 子育て中の女性の再就職（再チャレンジ）を支援するため、埼玉県男女共同参画センターに以下の機能を設けること。

- (1) 再就職等を希望する子育て中の女性に対し、再就職等に関する様々な情報の提供を行うとともに、相談窓口の拡充や子ども連れでも利用しやすいサービスを提供すること。**
- (2) 再就職等を希望する子育て中の女性のスキルアップをはかるため、インターネット等を活用し、時間的・空間的な制約のない学習支援を行うこと。**
- (3) 企業の雇用ニーズとのミスマッチを解消するため、「女性再チャレンジ応援企業」登録制度をつくり、登録企業と再就職等を希望する子育て中の女性との出会いの場を設けること。**

＜要請の根拠＞

現在、我が国の女性の就業希望者（25～54歳）は約264万人であり、多くは子育て中または子育て後の女性である。これらの女性に対し、希望に沿った再就職への道を開くことは、男女がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現する上で重要であるとともに、安心して子育てできる環境づくりという観点で少子化対策にも貢献するものと考えられる。また、少子・高齢化により本格的な人口減少が進む我が国において、経済の基盤となる「人材」の活用が一層重要であり、再チャレンジを希望する女性の能力発揮は、極めて重要となってくる。

再就職をめぐる現状を見ると、子育て中または子育て後の女性の多くは、条件を整えば再就職したいと考えているものの、賃金や勤務時間等の条件が折り合わないことや、技術・経験が不足している等、様々な事情により自分の希望に沿った再就職を果たすことが困難な状況にある。また、時間的制約等から再就職等に関する情報の収集が難しく、離職によるキャリアの中断により自分の職業能力等に不安を感

じることも多い。結果として、企業ニーズとのミスマッチが生じ、再就職の際に希望する仕事に就くことが困難となっている。

2. 保育所待機児童「ゼロ」に向け、新たに取り組む「企業内保育施設等地域活用事業」の充実・拡大をはかること。

<要請の根拠>

埼玉県では、保育所待機児童の解消に向け、駅型総合保育所・駅前送迎保育ステーション・幼保一体施設等、様々な手法を用いて保育所整備を進めてきた結果、平成18年4月1日現在、保育所待機児童数が1,386人で前年同時期と比べて404人の減少となったものの、平成18年度までに保育所待機児童「ゼロ」の実現は厳しい状況におかれている。

埼玉県の女性就業者は133万7千人に達しており、女性の就労意欲が高く、県の特徴として、子育て世代の30代前半の労働人口の割合が高いことから、今後も保育需要はますます増加するものと思われる。

また、全国的な課題でもある低年齢児（0～2歳児）の待機児童数は1,386人の内963人と、70%を占めている状況であり、今後の待機児童「ゼロ」に向けた取り組みには低年齢児保育に力点をおいた事業展開が必要と考える。

埼玉県は本年度から新たな取り組みとして、「企業内保育施設等の地域活用事業」を開始したところであるが、この事業の展開においても低年齢児保育に積極的に取り組むべきであり、受け入れ可能な企業等（オフィス・工場・病院等）を優先すべきと考える。

今後、地域実情に応じた保育所の整備を進める上でも、地域の企業等（オフィス・工場・病院等）の協力を得ることは重要であり、本事業の充実と拡大をはかることが必要である。

以 上

2006年度

地域協議会

対市町村 政策・制度要請

4分野 7項目

I. 総合経済・産業政策

1. まちづくり三法の見直し・改正を踏まえた、新たな「中心市街地活性化」・「商店街活性化」に取り組むこと。

(1) まちづくり三法の見直し・改正を踏まえた、「中心市街地活性化基本計画」を早期に策定すること。

(2) 「中心市街地活性化協議会」の設置が法制化されたが、基本計画作成や、まちづくり全体に関わる活動への意見反映など、住民やNPO法人、労働組合、企業など、多様な民間主体が参画する市民参加のまちづくりの仕組みを確立すること。

<要請の根拠>

中心市街地の空洞化、商店街の空き店舗問題など、その原因として大型店や住宅、学校、病院、福祉施設などの郊外への進出が指摘されている。

大型店の郊外出店は雇用の拡大をもたらしているが、一方で中心市街地から客足が遠のき、閑散とした商店街が増加していることから、その対応策が求められている。

先の国会（第164通常国会）において、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、活性化を促すための“まちづくり三法”（大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地活性化法）の見直し・改正が行われた。今回の改定は、日常生活に必要な都市の諸機能が集約されたコンパクトシティ（注）を構築することで、市街地に賑わいを取り戻すことが狙いとされている。

具体的には、市町村が策定する「中心市街地活性化基本計画」について、国による認定制度が創設され、認定された基本計画による事業への支援措置が講じられる制度である。

今回の法改正を踏まえて、改めて「商店街活性化・空き店舗解消」に向けた積極的な取り組みが求められる。

(注) コンパクトシティ：商店街・学校・病院・住宅・公共施設などの日常生活に必要な諸機能が集約されたまちづくり。

2. 公正労働基準と労働関係法の遵守を基準とした「公契約制度」確立に向けて、以下の施策を講ずること。

(1) 公共サービスの質の向上に資する入札制度とするために、安さを追求する競争入札を改め、総合評価による公契約制度を確立すること。

(2) 事業者の入札参加にあたっては、公正労働基準と労働関係法の遵守を公契約の基準とすること。

特に、労働基準法違反企業や不当労働行為企業は契約の対象外とすること。

(3) 業務委託などにかかわる契約については、透明・公正を確保し、安易な随意契約が横行しないよう競争入札の原則を徹底すること。

委託業務の入札・落札にも公正労働基準に基づき適用すること。

<要請の根拠>

現在の入札制度は、価格重視（低価格競争）の入札制度になっているが、埼玉県の、とりわけ業務委託にかかわる入札においても例外ではない。

その結果、いわゆる不当廉売（ダンピング）を許容することとなり、地域公共サービスの質の確保と公正労働基準（労働者保護）の保障が懸念されるような低価格で落札されるケースも出てくる。

1992年2月に自治省（現総務省）は地方自治法施行令改正を行い、これにより地方自治体は価格だけでなく、その他の要素を総合的に判断して落札者を決定する「総合評価落札方式」が可能となった。

各市町村においても「総合評価方式」を活用し、価格だけではなく社会貢献や「公正労働基準の遵守」も加味して落札者を決定することが求められる

II. 雇用労働政策

1. 雇用対策の一環として市町村全てに雇用対策・就職支援窓口を設け、専門の相談員（雇用支援コーディネーター）を配置すること。

<要請の根拠>

失業率が5%前後と高止まりの中、将来の社会保障システムの維持や、行政の財源確保の観点からも雇用対策が重要であるが“埼玉県地域労使就職支援機構”の調査では、各市町村の労働行政施策の位置づけは低い。一方、住民は市町村行政を一番身近な窓口と感じており、全ての相談をワンストップで解決できることを望んでいる。

また、ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉などの就職支援相談窓口の認知度を上げるためにも、各市町村に就職支援窓口を設置しPRすることが効果的である。

住民が健全で文化的な生活をするためや、税収面での財源確保の観点からも市町村行政において雇用対策が重要である。あわせて、職安法改正に伴い無料の職業紹介事業が可能となったことから、相談員（雇用支援コーディネーター）を配置した雇用対策・就職支援窓口を設置する必要がある。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 改正介護保険法の定着・発展に向けて以下の施策を講ずること。
 - (1) 各市町村に設置される「地域包括支援センター」の運営に関して、実態を把握するとともに、適切な指導を行うこと。また、「地域包括支援センター運営協議会」の構成委員に利用者・被保険者の代表も参加させること。
 - (2) サービスの質の確保・向上に向け、事業者等の情報開示を行うこと。また、対象となる高齢者の地域包括支援センターの利用促進に向け積極的にPRを行うこと。
 - (3) 地域における高齢者のスポーツや体を使ったボランティア活動などに対して、総合的な支援を行うこと。

＜要請の根拠＞

- (1) 地域における介護サービスの提供を行う「地域包括支援センター」は、各市町村の直営または委託での設置もあることから、サービスに地域間格差が生じないように、対策を講じることが必要である。「地域包括支援センター」の実態を把握することにより、優良なセンターがあれば、その事例を各市町村の「地域包括支援センター」に情報提供し、水平展開を図るなどの対策が有効である。
- (2) 利用者が事業者を選択するには、材料となるデータ等が不足している現状から、早急に事業者の情報公開が必要である。また、介護保険法の改正内容が市民・町民・村民に十分浸透していないことから、各市町村に設置された「地域包括支援センター」に対象となる高齢者が足を運ばないなど理解不足の状況にあるため。
- (3) 高齢者の日常的なスポーツ活動や体を使ったボランティア活動などは、予防介護の観点から十分その機能を果たすものであり、各市町村の総合的支援があれば現状よりもっと多く活動することが出来、ひいては介護に対する予防につながる。

Ⅳ. 環境・資源・エネルギー政策

1. 水循環型社会に向けて、以下の施策を講ずること。
 - (1) 高度下水処理をすべての処理場に導入し、河川の浄化を図ること。
 - (2) 本来地表のもつ保水能力を自然環境に戻すため、都市部に雨水の自然浸透を条例化すること。
 - (3) まちづくり計画に高度下水処理水によるリサイクルを追加すること。

＜要請の根拠＞

- (1) 河川から採取し使用した水は、限りなくもとの状態に近づけて河川へ放流することが本来自然な循環であり、環境保護の基本である。

平成10年5月より県が取り組んできた不老川水質環境保全対策事業

は、一定の成果をあげている。一部の河川にポンプ圧送することだけではなく、県内全域の下水処理を高度処理化し、河川の水質を改善すべきである。

あわせて、農業用水の水質確保にもつながり、食の安全にもつながる。

県内の下水化率の向上とともに、流域全体の行政の対応が必要である。

- (2) 雨水が地下に自然浸透させることが、環境保護・水循環の基本である。都市化された地域では雨水幹線や貯留施設の整備により、地下への自然浸透が行なわれていない。

打ち水による温度降下策が全国各地で催されているが、本来地表の保水が気化熱で自然循環していた。県はヒートアイランド対策の一環として、舗装の新素材などの研究を開始したが、これとあわせて、これからの街づくりには雨水の地下浸透で自然な循環が確保できるような条例化が必要である。

- (3) さいたま新都心では、下水処理水をトイレ用水に再利用している。県南の都市部を中心に、処理水循環事業に取り組める環境にやさしいまちづくりを推進すべきである。

2. 産業系などに中水（雑用水・下水高度浄水処理水）利用を積極的に推進すること。

＜要請の根拠＞

現在の工業用水道事業をより拡大するとともに、下水高度浄水処理の導入により上水との差別化を推進することで、上水使用量の節減を図り、よって上水の水質向上と安定供給に寄与する。

県南・東部7市に限らず全県的に使用できる環境の整備を行なうべきであり、特に県内の工業団地には供給すべきである。

また、下水の高度浄水処理（オゾン処理）を図り、道路散水・清掃や各種建設に使用するセメント・コンクリートなどに使用を推進し、水循環社会を確立すべきである。

あわせて下水の高度浄水処理水の利用企業などについては、環境優良企業等に位置付け、使用料金などの優遇制度を検討すべきである。

3. 大規模災害時を想定し、以下の施策を講ずること。

- (1) 水道施設の耐震性強化と給・配水拠点のネットワークを図ること。
(2) 指定避難所の応急給水体制を整備すること。

<要請の根拠>

- (1) 大規模災害時、直接生命に関わる上水の確保は重要な課題である。取水場・浄水場・配水場・配水池などの重要基点の耐震強度は震度5とされているが、阪神淡路大震災の震度7を想定した耐震化が求められている。
また、供給ラインが分断した場合のバイパスラインなどの整備とあわせて、被災時の県および近隣市町村の水道局との応急ネットワークの構築が求められている。
- (2) 学校など避難場所に指定されている公共施設には、被災時を想定した容量の循環型貯水層を設置すべきである。

以 上